

令和6年度三沢市バス停寄附ベンチ設置事業実施要綱

(令和6年4月22日)

(目的)

第1条 この要綱は、三沢市が個人又は事業者等からベンチ購入及び設置費用の寄附金を募り、市内のバス停にベンチを設置する事業を実施することにより、高齢者や障がい者などだれもが使いやすいバス停の待合環境を構築することを目的とする。

(設置場所)

第2条 ベンチの設置場所は、別表に定めるところとする。

(寄附等)

第3条 三沢市は、ベンチ購入及び設置費用の寄附を希望する個人又は事業者等から寄附を受けることができるものとする。

2 三沢市は、寄附をした個人又は事業者等の申し出により、ベンチに寄附者名等を記載したプレートを設置できるものとする。ただし、寄附者名等に次の各号のいずれかに該当する内容が含まれている場合は、この限りでない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の最適化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する業種に関すること。
- (2) 三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）第2条1号に規定する暴力団に関すること。
- (3) 政治及び宗教に関すること。
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

(募集方法)

第4条 寄附を希望する者の募集は、広報みさわや三沢市ホームページその他必要と認められる方法によって行うものとする。

(申込方法)

第5条 寄附を希望する者は、ベンチ寄附申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(審査及び決定通知)

第6条 市長は、前条の申込書が提出された場合、その内容を審査し、適当と

認めたときは、ベンチ寄附受領決定通知書（様式第2号）により、申込があった者に通知するものとする。

（寄附の受納）

第7条 寄附者は、市が指定した口座にベンチ購入及び設置費用の寄附金を支払うものとする。

（設置及び維持管理）

第8条 寄附により設置されたベンチは、三沢市が維持管理を行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

別表（第2条関係）

（設置場所）

1	三沢市中央町1丁目地内（市役所前④バス停）
2	三沢市桜町2丁目地内（桜町バス停）
3	三沢市松園町2丁目地内（高校通り(1)バス停）
4	三沢市松園町1丁目地内（高校通り(2)バス停）

設置箇所については、歩行者の妨げにならないよう三沢市と協議のうえ設置する。

様式第1号（第5条関係）

ベンチ寄附申込書

（あて先）三沢市長

年 月 日

氏名	フリガナ	
会社名・団体名 <small>（個人寄附以外の場合は ご記入ください）</small>	フリガナ	
住所	郵便番号（ - ）	
電話番号		自宅・会社
FAX番号		自宅・会社
設置希望場所		
設置希望時期	年 月頃	
ベンチの種類 <small>※詳しくは三沢市ホームページをご覧ください</small>	背なしベンチ置き型 （W1800×D435×H400mm） □121,770円	背なしベンチ置き型 （W1800×D375×H404mm） □107,800円
	プレート設置希望の有無	有・無
<small>（プレートに表示する）</small> 寄附者名等 <small>（20文字以内）</small>		
その他		

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

ベンチ寄附受領決定通知書

殿

三沢市長 印

年 月 日付けで申込のありましたベンチの寄付については、下記とおり受領することに決定いたしました。

記

ベンチの種類	背なしベンチ置き型 (W1800×D435×H400mm) □ 121,770 円	背なしベンチ置き型 (W1800×D375×H404mm) □ 107,800 円
設置場所		
数 量		
金 額		
振込期限	年 月 日 まで	
振込口座	青森銀行 三沢支店 別段預金 20906 (名義人) 三沢市会計管理者	
備 考		